

令和7年度 五城目町一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

秋田県
五城目町

目次

第1章 基本項目に関すること

1 目的	1
2 実施期間	1
3 計画区域	1
4 計画範囲	1

第2章 排出量および処理に関すること

1 排出量の見込み	2
2 中間処理・最終処分	3

第3章 処理実施計画に関すること

1 収集運搬計画および処理工程	4
2 集積場所への排出方法	7
3 適正な収集運搬について	8
4 適正な処理の推進について	8

第1章 基本項目に関すること

1 目的

五城目町一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という。）は、五城目町一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物の減量化および適正処理、ならびに資源化の推進について、必要な事項を定めることを目的とします。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）第6条第1項および同法施行規則第1条の3の規定により定めるものです。

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 計画区域

本町の行政区域全体とします。

4 計画範囲

本町から排出されるすべての一般廃棄物とします。

第2章 排出量および処理に関すること

1 排出量の見込み

次の表における、年間排出量は、次のものが対象となります。

- ・本町が民間事業者等に収集運搬を委託し、八郎湖周辺クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物
- ・八郎湖周辺クリーンセンターへ自己搬入する一般廃棄物
- ・本町が許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）が収集運搬し、八郎湖周辺クリーンセンターへ搬入する一般廃棄物

種 類	排 出 量
可 燃 ご み	1,892.73 t
不 燃 ご み	42.11 t
資 源 ご み	75.62 t
粗 大 ご み	160.25 t
合 計	2,170.71 t

2 中間処理・最終処分

中間処理および最終処分については、以下の施設によって処理を行います。

○中間処理施設【八郎湖周辺クリーンセンター】

- ・所在地：男鹿市松木沢字板引沢73番地
- ・供用開始：平成20年3月
- ・敷地面積：55,480㎡
- ・施設規模：熱回収施設 30t/24h×2基=60t/24h
リサイクル施設 15t/5h
- ・構造：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
鉄骨鉄筋コンクリート等 地下1階、地上4階建て
- ・処理方式：全連続燃焼式
- ・焼却炉型式：水冷式ストーカ炉
- ・公害防止装置：有害ガス除去装置
- ・燃焼ガス冷却：水噴射式
- ・破砕機形式：回転式破砕機

○最終処分施設【五城目町一般廃棄物埋立処分場】

- ・所在地：南秋田郡五城目町字兔品沢53
- ・供用開始：平成10年
- ・埋立面積：6,220平方メートル
- ・埋立容積：16,059立方メートル
- ・残容量：9,076立方メートル（令和6年3月現在）
- ・埋立ごみの種類：焼却残渣、不燃物

○資源化处理施設（民間）

- ・水銀含有ごみ

「野村興産(株)イトムカ鋳業所（北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1）」

第3章 処理実施計画に関すること

1 収集運搬計画および処理工程

家庭系一般廃棄物については、以下のとおりである。

なお、事業系一般廃棄物については、排出者が自ら、町の許可業者へ委託して処理をする。

(1) 町に処理責任がある一般廃棄物の収集運搬計画

分別区分	収集日	対象物	手数料	排出方法	収集方法	運搬先
燃えるごみ	週6回 (日曜日を除く)	生ごみ類、布・皮革類、紙くず類、ゴム・ビニール類、プラスチック類、アルミ製類など	有料	五城目町指定ごみ袋 (有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	町委託収集業者によるステーション回収	八郎湖周辺クリーンセンター
	月5回 ※第2月～金	陶器類、ガラス類	有料	五城目町指定ごみ袋 (有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
燃えないごみ	月5回 ※第4月～金	金属類、家電類		五城目町指定ごみ袋 (有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		
資源ごみ 缶類	月5回 ※第4月～金	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類など	有料	五城目町指定ごみ袋 (有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		

ビン類	月5回 ※第2 月～金	ガラスビン、調味 料・化粧品のビンな ど	有料	五城目町指 定ごみ袋 (有料)に 入れ、各住 区に設置し た集塵箱へ 排出	
	月2回 (第 1・3 水)	飲料用ペットボトル	有料	五城目町指 定ごみ袋 (有料)に 入れ、各住 区に設置し た集塵箱へ 排出	
	月2回 (第 2・4 土)	新聞(チラシ含)、雑 誌・雑紙、段ボー ル、牛乳パック	有料	紙ひもでし ばり、各住 区に設置し た集塵箱へ 排出	
粗大ごみ	春・秋	家具類、家電製品 類、寝具敷物類、乗 物類など	有料	回収拠点ま で自己搬入 および各住 区に設置し た集塵箱へ 排出	町委託収集 業者による ステーショ ン回収およ び拠点回収
水銀含有ご み	随時	蛍光管、水銀体温 計・温度計、水銀血 圧計	無料	役場、町民 センター、 各地区公民 館にて回収	クリーンセ ンターへ搬 入

※祝日、年末年始は通常通りの収集運搬の日程と異なる。

(2) 町が収集しないごみ（自己処理が原則のごみ）の収集運搬計画

対象	主な品目	処理方法
農業廃材	プラスチック製ハウスパイプ、ハウス用ビニール、肥料袋など	各販売店・専門業者に引取依頼
廃家電4品目	洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫	家電製品取扱店に引取を依頼するか、自ら指定引取場所へ運搬
パソコン指定品目	デスクトップパソコン、ノートパソコン、パソコン用ディスプレイ など	製造メーカー又はパソコン取扱店に引取を依頼するか、パソコン3R推進協会へ問い合わせ
適正処理困難物	ガスボンベ、消火器、廃油、バッテリー、耐火金庫、ピアノ、農薬、塗料、スプリング入りマットレス、家屋の増改築廃材等	販売店・専門業者に引取依頼

2 集積場所への排出方法

区分	注意点
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみは十分に水切りをする。 ・ 発泡スチロールやプラスチック類の大きなものは、ごみ袋に入る程度に砕く。 ・ 食用油は、紙や布にしみ込ませる。 ・ 紙おむつは、汚物を取り除く。 ・ 木や選定枝は、ごみ袋に入る程度に切る。
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス類と金属類の袋は、それぞれ分ける。 ・ 割れた陶器類、ガラス類などは、新聞紙等に包み、「割れもの」とマジックで表記する。 ・ 包丁やナイフ等は、新聞紙等に包む。 ・ 薬品、塗料、一斗缶等は、中身を抜き取る。 ・ 電池、ライターは使い切ってから出す。 ・ スプレー缶は、破裂防止のため、穴をあける。
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中を軽く水洗いしてから出す。 ・ 中に異物を入れない。 ・ キャップやふたを外す。(外した金属製キャップは不燃ごみへ) <p>※古紙類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種類ごとに分け、紙ひもで束ねて出すこと。 ・ 止め金具やテープを外す。 ・ 古紙の票せんをつけて出す。 ・ 一束高さ20cm 重さ10kg以内
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町指定のごみ袋に入らないもの。 ・ 幅1.2m、長さ2m、高さ1mを超えないもの。
水銀含有ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五城目町役場や町民センター、各地区公民館に設置している回収ボックスに入れる。

3 適正な収集運搬について

民間事業者への業務委託で行っており、スムーズな業務の実現と安全で効率的な作業の実施に努めます。

現在、町が許可しているごみの許可業者は以下のとおりです。

No.	事業所名
1	加藤商事株式会社
2	一般社団法人 五城目シルバー人材センター
3	有限会社丸ノ内サービス

4 適正な処理の推進について

基本計画の内容に加えて、以下の事項について推進します。

1. ごみの発生抑制・資源化の推進

- (1) 各町内会の衛生班長を中心に、本町のごみ処理状況やリサイクル、ごみの分別の徹底等について周知を図ります。
- (2) クリーンアップ等の啓発事業を通じて、環境衛生行政への意識、関心の向上に努めます。
- (3) 資源化事業の拡大を検討します。

2. 食品ロスの推進

- (1) 家庭における食品の食べきり、使い切り等の励行を広報等で周知します
- (2) 飲食店等から発生する食品ロスを削減するため、「30（さんまる）・10（いちまる）運動※」を推進します。

※宴会時、乾杯後の30分、お開き前の10分は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らす運動。

3. 不法投棄の根絶

- (1) 巡回や防止看板の設置等を行い、各機関との連携を図る。